

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成18年9月8日(金曜日) 午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会請願付託
-

出席議員(26名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 23番 鈴 木 正 道
 25番 伊 藤 鐵

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 24番 神 子 功
 26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 今 井 和 夫
 秘書広報課長 野 口 徳 和
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 林 久 男
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 遠 藤 純 夫
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 多 田 清 司
 監 査 委 員 局 長 平 野 哲 也
 飯岡荘支配人 野 口 國 男

助 役 重 田 雅 行
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者 増 田 雅 男
 総 務 課 長 加 瀬 正 彦
 企 画 課 長 江ヶ崎 純 敏
 税 務 課 長 小長谷 博
 環 境 課 長 浪 川 敏 夫
 健康管理課長 横 山 秀 喜
 高 齢 者 福 祉 課 長 堀 江 隆 夫
 農 水 産 課 長 島 田 和 幸
 都市整備課長 木 内 孫兵衛
 海上支所長 木 内 國 利
 干潟支所長 佐 藤 眞 一
 消 防 長 在 田 豊
 庶 務 課 長 花 香 寛 源
 生涯学習課長 小 田 雄 治
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 鏑 木 友 孝
 病院経理課長

事務局職員出席者

事務局 長 来 栖 昭 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開議 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（鈴木正道） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第24号までの24議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木武雄議員。

○18番（高木武雄） 18番、高木です。

市税についてお伺いをいたします。決算書の中では18ページです。

今年の3月に配布されました旭市行政改革アクションプランの中で、その第2節に「健全で維持可能な財政基盤」という項目があります。その中で、市税徴収率の向上と滞納処分の強化が取り上げられています。その効果と申しますか、その実効性はどのくらい上げられたのかお伺いをいたします。

その中で、第1点目として、現年課税分については95.71%が目標徴収率となっていますが、17年度はどのくらいの徴収率になったのかお伺いいたします。

第2点目として、調定額が54億3,600万円に対して収入未済額が13億6,400万円となっています。これを多いか少ないか、どう思うかお伺いをいたします。

第3点目として、私は収入未済額が大変多いと思うが、この主な原因はどこにあったのか、また今後どのような対応をされるのかお伺いをいたします。

4点目として、不納欠損額についてお伺いをいたします。不納欠損額が1億1,300万円で、調定額に対して2%くらいになっているが、その主な原因はどこにあるのかお伺いをいたし

ます。

また、5点目として、不納欠損になるまでにどのような対策が行われたのか、また今回滞納処分はどのように行われたのか、以上5点をお伺いいたします。

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、高木議員の市税についてのご質問にお答えいたします。

まず現年課税分、アクションプランでの目標数値95.71に対して平成17年度、実際にどうであったかというご質問でございますが、平成17年につきましては合併前と合併後に分かれていますので、合併前の1市3町、4月－6月分を加えました通年ベースでの現年課税分の徴収率でございますけれども、全体で17年度は95.48%となっています。目標数に対しまして0.2ポイント強と、ちょっと不足している状況でございます。

それから、収入未済でございますけれども、16年度の1市3町合計の収入未済と比べますと、17年度末では約400万円ほど増えています。これも現年課税分での収入が100%というわけにはまいりませんので、現年課税分の未済がそのまま今度は翌年の収入未済の方に残ってしまうものですから、特に徴収率が大幅にアップしませんでした収入未済は若干増えてしまうものでございます。

それから、収入未済の原因でございますけれども、収入未済の中で一番大きなものが固定資産税、都市計画税でございますが、これが収入未済全体の75.4%を占めています。次いで多いのが個人市民税で約20.2%を占めています。この2つの税目で95.6%を占めているわけでございますが、一つ固定資産税、都市計画税の収入未済が多くなるのは、これはこの税目は収入の多寡によらないで課税されるものでございますので、収入が全く無い方、あるいは収入が本当に少ない方にも課税されますので、景気の動向によって非常に徴収率が左右されてしまいます。

実は、この固定資産税の収入未済の中には、破産宣告を受けて法的な処理をしている最中の法人、あるいは事業者についての固定資産税が相当数ございます。法的処理の最中で裁判所に対して交付要求をしていますので、時効は中断しています。したがって、これが5年時効等の完成によって不納欠損処理することがございませんので、その累積で残っています。

それから、これらの破産処理中の企業、あるいは正規の破産処理をしていなくても実態がもうなくなってしまって法人登記簿だけが残っているというような、そういう企業、事業者

についての固定資産税も実は残っています。これらについては固定資産がまだありますので、現年課税分も課税されます。破産処理中でございますので、100%徴収できないことはもう法的に明らかなんです、現在の地方税法の規定ではそういった方に対しても現年度課税せざるを得ないということになります。これは現年課税分について100%翌年度に収入未済として残ってしまいます。そういうことがございまして、固定資産税が収入未済のほとんどを占めているわけでございます。

2番目に多い個人市民税につきましては、これは全く所得の低下によって生活が苦しくなり納付が困難になっているために、結果として収入未済が増えてしまうということが考えられます。

それから、不納欠損の原因でございますけれども、不納欠損につきましては5年時効によるもの、それから滞納処分の執行停止によるもの及び即時消滅によるものと3種類内容がございます。不納欠損額約1億1,400万円のうち、5年時効によるものが約7,200万円、執行停止によるものが約3,300万円、即時消滅が約900万円となっています。

この中の執行停止処分、これは滞納者について実態を調査した上で、地方税法に規定する一定の要件に該当した者についてなされる処分でございます。これは適正な滞納整理を行う場合に必ず発生してくるものでございます。

それから、5年時効によって不納欠損になるようなケースでございますけれども、不納欠損になるまでの対策といたしましては、督促状、それから催告書等の文書催告、それから臨戸徴収、臨戸指導、夜間や休日納税窓口の開設を行っての納税機会の拡大、こういった滞納者に対する一般的な措置を行うほか、滞納者個々の財産調査を行いまして、その財産調査の結果、差し押さえ可能な財産がある場合には差し押さえ、換価等の滞納処分を実施してまいりました。

このようなさまざまな対策を行った結果でございますが、その結果といたしまして差し押さえ等の処分をできる財産を持たない場合、これにつきましては差し押さえを行いませんと時効を中断できないものでございますので、結果として5年時効となってしまっています。

以上が対策でございます。今後とも滞納整理には一層努力してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員。

○18番（高木武雄） いろいろご説明ありがとうございました。

やはり税、なかなか払うのは大変でございます。そうした中で、こういうふうにいる

と未済額、不納欠損が出るということは、税を支払う方の公平さを欠くものと思われます。
そして17年度差し押さえ件数はどのくらい行ったのか、あるいはそれでどのくらい換価できたのか、分かればお願いします。

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 差し押さえの実施状況でございます。17年度中に行ったものでございますが、17年度合併がございました関係で実際に差し押さえ等の滞納処分の準備に入ったのが7月以降でございます。ただ残念ながら、その時に滞納データの移行に非常に不具合が発生いたしまして、当初予定いたしました一斉催告等の開始時期が非常に遅れてしまいました。最初は9月に予定していた事務を12月にずれ込むという状態になってしまいました。その結果、実際に差し押さえを行った件数が16年度と比べまして非常に減ってしまっています。

差し押さえ件数ですが、不動産について1件、これは滞納税額で95万円の滞納でございます。それから、預貯金については差し押さを7件、滞納税額は3,258万円、給与を1件、これは滞納税額362万8,000円、それから国税還付金、これについては5件差し押さえを行いました。滞納税額は1,025万1,000円という状況で、合計いたしまして14件、滞納税額で4,740万9,000円という状況でございます。

以上です。

（「はい、分かりました。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 何点か説明をお願いしたいと思います。

まず20ページ、地域生活支援事業の中で、委託料5件ほどございますが、それは委託大小いろいろありますけれども、その辺を、どのような委託方法をとるのかの内容説明、その辺

を1点。

続きまして、22ページですけれども、同じく民生費の中に地域密着型サービス拠点施設整備事業、これらについては補助金として3,608万2,000円出ているわけでございますけれども、補助先、どのような施設等への補助を行うのかの内容説明です。

それから、27ページになります。一昨日の説明の中で、土木費の排水路整備事業の説明がございました。その際、海上地区広原蛇園地先の排水整備に伴う基本設計の委託料であるというように認識したわけでございますけれども、それらの詳しい場所、地域指定、その辺をまずお願いしたい。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 20ページから21ページにかけましての地域生活支援事業の内容ということでございますが、障害者自立支援法の施行により10月1日から障害者等が自立した日常生活、または社会生活を営むことを目的に地域生活支援事業を実施します。20ページから21ページにかけまして、その実施事業を記載しています。それでは、順番にご説明いたします。

まず、相談支援事業委託料47万7,000円ですが、これは地域の障害者の福祉に関する各般の問題につき相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものです。これまでは県事業として実施されていたもので、10月からは市の事業となるものです。そして、委託につきましては、現在県事業で県がロザリオの友の家で行っていますので、そのまま継続したいと思います。

次に、コミュニケーション支援事業委託料16万3,000円ですが、これは聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支援が必要な障害のある方に手話通訳者の派遣を行うもので、これまでは県事業で実施されていたもので10月からは市事業となるものです。そして、委託先につきましては、千葉県聴覚障害者センターの方をお願いしたいと考えています。

次に、地域活動支援センター機能強化事業委託料663万5,000円ですが、障害者を施設に通わせ、創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流・促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を行うものです。また、今まで実施いたしました障害者デイサービスが10月からは地域生活支援事業に移行され、この事業の中で在宅障害者に対して機能訓練、入浴サービス等のサービスを行うこととなります。この委託先につきましては、その事業を実施し

ている各事業者でございます。

次に、訪問入浴サービス事業委託料の40万5,000円ですが、この事業につきましては現在も実施されています事業で、10月からは地域生活支援事業に移行され、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問による居宅において入浴サービスを提供するものでございます。これらは各業者がでございます。

次に、知的障害者職親委託料の18万円ですが、この事業につきましては現在も実施されています事業で、10月からは地域生活支援事業に移行され、知的障害者の自立、更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人、職親に預け生活指導及び技能訓練等を行うものです。これは現在は0人となっています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、22ページの方、地域密着型サービス拠点等施設整備事業、この補助金の内容はということですのでお答え申し上げます。

最初に、地域密着型サービスということですが、これは介護保険制度の改革で今年度から新しく創設されたサービスです。このサービスは原則市民のみが利用でき、その指定や指導監督の権限は保険者である市町村が有します。その必要整備量を計画に定めて行うものということになります。

サービスの種類ですが、29人以下の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護など6種類に限定されています。旭市では、介護保険事業計画に基づき、18年度は地域密着型サービスを特別養護老人ホーム1か所、グループホーム1か所、小規模多機能型居宅介護施設1か所を、また地域密着型サービスとは別になりますが、地域支援事業等の受け皿として介護予防拠点の整備を募集しました。特別養護老人ホームとグループホーム及び介護予防拠点整備について応募がありまして、予定事業者としてそれぞれ内示したところであります。

補正予算として3,608万2,000円の補助金は、旭市の整備計画が国の採択となり、国庫補助金を事業者へ補助金としてそのまま交付するという内容になります。

なお、補助先はということですので、計画事業者、内示した事業者ですが、特別養護老人ホームへは社会福祉法人東風会、グループホームの応募者は社会福祉法人愛仁会、介護予防拠点の応募者は社会福祉法人旭福祉会となっています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 27ページ、排水路整備事業計画における地域についてお答えいたします。

これは海上地区の広原南、具体的には飯岡駅の南、今の中学校の西辺りから蛇園南地域、これも具体的には今ある野球場の南辺り、約60ヘクタールについて大雨時に発生する道路冠水防止等のために三川派線を改修するための基本設計作成であります。国道126号飯岡バイパスと県道飯岡停車場線交差点から東足洗の浜まで、約3キロの水路の改修の基本設計です。

以上です。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 説明いただきましてありがとうございました。

最後に、建設課長にもう一度伺いたいと思いますが、蛇園地先と広原地先、広原地先と飯岡停車場線に関する126号に向かうあの辺の道路の周辺の話も入っているのかなと思うんですけれども、それは含んでいるんですか。126号から駅前停車場線というんですけれども、飯岡駅停車場線、いわゆる信号を、中学の所の交差点ありますよね、マツヤ洋品店の所の。その辺から一帯含めたものと蛇園地先のグラウンド、旧町営グラウンドとなっていますが、その辺のことなのかなと思うんですけれども、広原地先の線の方についてもう一度、どの辺なのか特定したものをお願いしたいと思いますけれども。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 地域について、広原地先は先ほど言ったとおり、駅の南から中学校の西側辺りから126号、現在あの辺には排水路、排水施設が整備されていませんので、当然道路の整備と合わせた整備になるということであります。

以上です。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） その線についてでございますけれども、何年か前に海上町の時に西側に排水を持っていった経緯があると思うんですよ。三・四年前、その辺はもうご存じかと思うんですけれども、それらの設計に基づきまして、あの辺の工事は県の方で基本設計をされているのではないかなと思うんですよ。恐らく11年かその辺ではないかなと思うんです。私もよく詳しく分かりませんが、約3ヘクタールの冠水地域の基本設計がされていると思うんです。そうしますと、その辺のものを新たな基本設計になりますと重複してくるのでは

ないのかなど。やってあるものであれば県と協議をされた中で閲覧等をするとか、県から資料をいただくということによりますとその辺のものが省けてくるんではないのかなど、そんな感じがしましたのであえてここで質問させていただいたわけですが、その辺のものを建設課長の方では把握されていないでしょうか。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 基本設計やる前にはそういった資料ももちろん収集して入るわけです。そういったことももう把握していますので、十分活用させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算につきまして、7点ほどご質疑申し上げます。

8点用意しましたが、1点につきましてはただいま日下議員の方で質疑した内容とダブリますので、その辺は割愛をさせていただきます。

まず初めに、ページからいきますと7ページになります。第3表の地方債補正につきましてお伺いをいたします。起債の目標でございます整備事業のうち、今回限度額が引き上げられましたH-1-002号線交通安全施策整備事業、消防施設整備事業、海上中学校建設事業のこの事業につきましては、起債充当率はどうように変更になったのかお伺いしたいと思います。これが第1点目です。

2点目は18ページです。18ページの8目電子計算費の説明2の欄の電算システム運用事業で、電算業務委託料につきましてお伺いをいたします。当初予算で250万円計上され、今回1,780万円の補正が組まれています。その理由と電算業務について、具体的にどこにどのような内容を委託するものなのかどうかお伺いをいたします。

次に、3点目、同じページの10目ですが、地域振興費、説明欄1のコミュニティバス等運行事業、備品購入費の車両購入についてお伺いをいたします。当初予算では、コミュニティバス整備事業債により車両の購入を予定していたと思いますが、今回の補正で日本宝くじ協会各種施設助成金によりまして車両2台が内定したとの説明がございました。今回の補正に当たりまして、購入車両の定員、要するに大きさとかあるいは運行する地区、そしてコミュニティバスとして、旭市のバスとして、特色をどのように持たせていくのかお考えをお示し

いただきたいと思います。

次に、4点目ですが、19ページから21ページ、2目の障害者福祉費、各種の事業についてでございます。先ほども1点、事業として質疑がありましたが、それを除きまして、まずその1点目ですが、説明欄1から7までの各事業につきまして減額補正となっています。これは歳入でそれぞれ国庫支出金及び県支出金が減額されていまして、その減額の理由につきましてはどういうことか、簡単に結構ですからご説明いただきたいと思います。

次に、2点目ですが、説明9から11までの事業につきましてはいずれも増額の補正となっています。この9から11までにつきましては平成18年度旭市の主要事業に載ってございまして、これがいずれも増額の補正となっています。増額の理由についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、5点目ですが、22ページに移ります。2目生活支援費の説明欄の1、地域密着型、これについてはただいま話がありましたので、これは省略いたします。

同じページの1目児童福祉総務費、説明欄の1、児童扶養手当給付事業につきましてお伺いをいたします。財政課長の補足説明で、今回の補正につきましては世帯数の増によるものということでございました。当初見込んだ世帯数及び今回補正で増となる世帯、トータルで対象となる世帯についてお伺いをいたします。

23ページの2目児童措置費、説明欄の1、児童手当給付事業についてお伺いをいたします。同じく財政課長の補足説明によりまして、この補正につきましては所得対象者の増によるというものでございました。被用者児童手当は増、特例給付児童手当は減になっています。当初見込んだ対象人数及び今回の補正で増減となる対象者数、トータルでは対象となる人数についてお伺いをいたします。

次に、同じページで4目の保育所費、説明欄1の保育所運営費についてでございます。2点でございます。

1点目は、緊急警報システム設置工事につきましてお伺いをいたします。今回の補正につきましては、どの保育所が対象となるのでしょうか。また、緊急警報システムの設置につきましては、市内保育所の設置の現状はどうなっていますか、お伺いをいたします。

次に、保育所改修工事について伺います。今回の説明によりますと、トイレの工事という説明がございました。今回の改修工事の対象となる保育所はどこに当たるのでしょうか。またどのような改修を考えているのかどうか。この際、市内保育所の設置されている、いわゆる洋式トイレの現状につきましてはどうなっているのでしょうか。今回補正を行うに当た

りましてどのような全体の検討がされたのかどうか、併せてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私からは7ページの地方債補正について、限度額を増額する3件の起債の充当率等についてお答えいたします。

まず、上から2番目のH-1-002号線交通安全施設整備事業でございますが、これは一般公共事業債というものを予定してまして、充当率は45%でございます。これは国の制度改正によりまして充当率が40%から45%に引き上げられたこと、それから補助対象事業費が増額されたこと、これらによりまして限度額を増額をお願いするものです。

それから、下から2番目の消防施設整備事業でございますが、これは一般単独事業債の防災対策事業分を予定してまして、充当率は75%でございます。これは補足説明で申し上げたと思うんですけれども、国庫補助金が不採択になったためにその分増額するというところでございまして、充当率の変更はございません。

それから、一番下の海上中学校建設事業でございますが、当初予算では義務教育施設整備事業債というものを予定してましたので充当率は90%でございました。このたび合併特例債の同意を得ることができましたので、充当率が95%に上がることになります。そのため今回限度額を増額していただきます。なお、この合併特例債でございますので、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額として算入されます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、私からは2番目と3番目、2つ続けてお答えしたいと思います。

まず、電算システム運用事業の内容等でございますが、ご質問にございましたとおり既予算250万円ございまして、今回補正1,780万円と、合わせまして2,030万円の額にしていきたいと、そういうものでございます。

内容でございますが、法改正によりますシステムの改修と、来年度設置を予定しています地域包括支援センター業務にかかわりますシステムの導入費用でございます。

法改正の内容等でございますけれども、まず国民年金システムの改修、それから児童手当システムの改修、それから人事給与システムの分と、それから地域包括支援センターシステ

ムについては、これは導入ということで、創設に伴います予防重視型業務への転換のためのシステムでございます。

どこに委託するかということでございますが、地域包括支援センターにつきましては新たな導入でございますので、システムの完成具合、これのデモをやりまして、できるだけ使いやすいシステムを導入していきたいということで、これにつきましては見積もりもしくは入札で実施して委託業者を決めると。それから、それ以外の法改正にかかわりますシステムでございますが、これは基幹システムの改正になりますので、現在運用しています富士通と交渉いたしまして委託をしてまいりたいと、そのように考えています。

それと、3番目の質問でございます。バスの関係でございます。宝くじの助成が認められて、2台の購入ができることになりました。その内容でございますが、定員は座席15人程度、全体として30人乗りほどのバスを予定しています。長さとしては約7メートルのバスになろうかと思います。

それと地区でございますが、今現在本格運行、この4月からやりました旭地区、それから旧海上地区に導入を予定しています。

それから、このバスでございますけれども、まちづくりの大きな核となります旭中央病院に今すべてのバスが集まっています。そういうところで元気な高齢者の外出の支援一助となるような形、もしくは子どもを含めた交通弱者の移動手段の確保、そういったものを想定して運用してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、障害者福祉費、1から7までの減額の内容、対象者ということでございますが、ページは19ページからでございます。

この1から7までの事業費の減額の理由は、障害者自立支援法の施行に伴い、10月から地域生活支援事業が始まるに当たり、既存の事業から事業費を移行するための減額補正で、対象者が減った減額ではありません。

内容として、1、障害者（児）ホームヘルプ事業、減額344万2,000円、これはホームヘルプのうち外出介護分を地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものであります。対象者は障害者及び障害児でございます。

2の障害者（児）デイサービス支援事業、減額の502万5,000円、これはデイサービスのうち障害児を省く障害者分を地域生活支援事業へ移行するための事業費を減額するものであり

ます。対象者は障害者及び障害児でございます。

次に、3番目の障害者（児）ショートステイ支援事業、減額の178万2,000円、これはショートステイのうち日中利用分を地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものです。対象は障害者及び障害児でございます。

次に、4番、20ページでございますが、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、減額の40万5,000円、これも地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものであります。対象者は重度身体障害者でございます。

5番目の重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業、減額の102万6,000円、これも地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものであります。対象者は重度障害者（児）でございます。

6番目の身体障害者（児）補装具給付事業、減額の368万6,000円、これは補装具給付金、減額の302万5,000円については、補装具の種目の見直しが行われ、ストマ用装具等を地域生活支援事業の日常生活用具へ移行するために事業費を減額するものです。対象者は障害者及び障害児でございます。補装具助成金につきましては、市単独で自己負担金の2分の1を助成しているものですが、減額の理由は、補装具の種目の見直しにより対象事業費が減ったためです。

次に、職親事業委託事業でございますが、これも地域生活支援事業へ移行するための事業費を減額するものであります。

続きまして、21ページでございますが、社会参加促進事業補助金20万円、これは障害者に対して自動車運転免許証の取得や自ら所有し運転する自動車を改造する場合に経費を助成するもので、これまでは県事業として実施していたものです。

次に、3番目の補正増の理由でございますが、この9番、10番、これらいずれも障害者自立支援法の施行に伴い、支援費から給付費に変わることによる事業費の計上です。本来給付費に変わることによる支援費の減額が伴いますが、支援費の支払いの確定が現時点では見込めないことから、今回の補正予算では給付費の計上のみとし、今後の補正予算で精算したいと考えています。これは9月分の支援費が精算が11月となるものですので、現在まだ不確定な部分があるということで、今回は補正を見送ったということでございます。

次に、22ページでございますが、児童扶養手当については年3回交付しています。4月、8月、12月でございますが、当初は前年度実績並みの530世帯を見込みましたが、4月の支給実績546世帯、8月の支給実績537世帯、また8月1日現在の申請件数は603世帯とかなり

増えています。しかしながら、これより調査いたしまして、所得制限により該当しない方もいますが、支給実績から次回支給の12月に対応するための補正でございます。そして補正は4月支給分を想定してございます。

それと、23ページの児童手当でございますが、対象者増による扶助費の増減はということでございますが、当初非被用者児童手当、これ厚生年金ですが、延べ8,716人、特例給付児童手当延べ1,189人、計9,905人を想定しました。補正をお願いしてあるものは、所得制限緩和後でございますが、非被用者児童手当、厚生年金延べ9,905人、特例給付児童手当延べ548人、計1万453人で延べ548人増となっています。

次に、23ページでございますが、保育所の工事費の内容でございますが、保育所の工事につきましては建物等の老朽化によりさまざまな修理・改善が必要であり、優先順位を定め順次進めていますが、今後も計画的に進めてまいりたいと考えています。

緊急通報システム設置工事につきましては、現在未設置のまんざい、古城保育所の2か所に設置するものであり、児童を犯罪から未然に防ぐため、警察、消防署、保育班の3か所に同時に速やかな通報ができるものです。

保育所改修工事につきましては、ゆたか、とみうら、共和、飯岡中央、埴、まんざい、古城保育所の7か所の3歳以上児用の和式トイレを洋式トイレに各1か所だけ改修する工事であり、一般家庭でも洋式トイレが普及した中でトイレに入れない児童がいるため、安心した保育所での生活を送る上で必要不可欠と判断し改修するものです。これで市立保育所すべてに洋式のトイレが入ると。それと、緊急通報システムにつきましても、15か所の市立の保育所にはすべて入るということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、1点だけ確認させていただきます。

21ページの説明欄の9から11、それぞれの給付事業につきましては、とりあえず給付ということで今回計上しましたけれども、11月以降これは減額になるという判断でよろしいものかどうか、減額をするということになるかどうか、その辺だけ確認させていただきます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） この扶助費、障害者ホームヘルプ給付事業、それからデイサービス事業、これらにつきましては新事業として始まるものです。ですから、減額するものは

ここには載っていませんけれども、支援費の方を減額していくということでございます。これは10月から始まる事業という考え方でございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子議員、よろしいですか。

○24番（神子 功） いいです。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算につきまして、5点ご質疑申し上げます。

まず1点目ですが、2つございます。ページで言うと9ページでご質疑申し上げたいと思

います。9ページ、2項医業外収益の2節その他医業外収益につきましてお伺いをするものです。

その1、今回補正されるその他医業外収益につきましては、薬品メーカーが販売する薬の治験件数が13件から21件に増えたという、そういう内容の説明がございました。現在治験を行っている内容と件数が増えたとされる治験内容につきましてお伺いをするのが1点目です。

2点目は、治験を行う場合に協力者が必要になると思いますが、協力者の呼びかけにつきましてはどのような方法をとられているか、また人数の制限や受け付けの期間など、どうなっていますでしょうかお伺いをいたします。

2点目ですが、同じ9ページ、5項養護老人ホーム事業収益、1節老人保護措置費収益につきましてお伺いをいたします。

夜間体制の加算新設による増額ということでございますが、これは具体的にどのようなこととお考えになっているのかどうかお伺いをいたします。

3点目、同じ9ページ、5項の養護老人ホームの事業収益、2節使用料であります。外部サービス利用料の新設による増額というのにつきましては、具体的にはどのようなこととお考えなのか。

4点目、同じページの5項養護老人ホーム事業収益、4節の受託事業収益、配食サービス調理事業の単価及び食数の減というのにつきましては、具体的にどのようなこととお考えになっているのかどうか。

最後に、細かいことで大変恐縮ですが、1項医業費用から7項ケアハウス事業費用、これにつきまして重油価格の高騰による増額補正されていること、これは1から7項目が重油価格の高騰ということで増額補正をそれぞれされています。それぞれの補正の積算根拠につきましてお伺いをいたすものでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、順番にお答えいたします。

1点目の現在治験を行っている内容と、それから増えたものの内容についてというようなことでありますけれども、現在13件行っていますけれども、内容につきましては、例えば泌尿器科の過活動膀胱でありますとか、糖尿病内科の糖尿病性末梢神経障害でありますとか、外科の術後輸液などがあります。今後増えることが決まっていますものとしまして、腎臓内

科の慢性腎不全でありますとか、透析センターの透析高リン血症、それから神経内科の脳梗塞再発予防でありますとか、こちらも糖尿病内科なんですけど、肥満症などがございます。

それから、その次にありました治験協力者への呼びかけでありますとか、その人数の制限、それから受け付けの期間というようなことでありますけれども、協力者への呼びかけでありますけれども、治験審査委員会にて承認の後に、治験責任医師の呼びかけのもとに治験協力者会議というものを開催しています。そのところで、治験の概要でありますとかスケジュールなどを説明申し上げていまして、協力を呼びかけています。

その次の患者様への人数の制限なんですけれども、こちらの方はメーカーの希望症例によります。少ないもので2件、多いものでだいたい20件くらいという、件数によるので制限が変わってきます。

それから、その次の受付期間でありますけれども、各治験でエントリー期限が設けられています。その期限内となるんですけれども、例えば患者様が集まらない場合には受付期間が延びますし、反対に全国的に集まっている状況であれば受付期間も短くなるというような状況であります。

それから、養護老人ホーム関係であります。夜勤体制の問題ですけれども、要介護者の重度化が問題視されています中で、夜間についても安心して生活が送れるような夜勤体制の移行を検討しています。要介護者が定員、当院の場合50名でありますけれども、その30%を超えて夜勤体制をとっている施設に対しまして加算が得られる制度がございまして、市の高齢者福祉課と協議を進めています。

それから、その次の外部サービスの件でありますけれども、10月からは養護老人ホームが特定施設入居者、生活介護事業所の指定を受けることによりまして、要介護認定を受けられた方には施設と契約していただくことによりまして、介護サービスの提供が受けられるようになります。介護報酬につきましては、養護老人ホームの収益になりますので増額補正いたします。

指定を受けるためには外部のサービス提供事業者と契約が必要でありますけど、これには当院のサービスを受けることによって、入居者の状況をよく知っています職員によって安心したケアが受けられることと思います。したがって、その事業者には訪問介護につきましては特別養護老人ホームを、訪問看護につきましては病院内の訪問看護を利用する予定であります。

それから、その次の配食サービスの件でありますけれども、旭市の配食サービスの調理事

業を受託していますけれども、当院、当初の予定よりも1食当たりの単価が650円から600円に減額になりました。また、食数につきましても1週間で46食であったものが38食になっていますので減額補正をしたいと思います。

それから、その次の費用の方でありますけれども、燃料費の件であります。これにつきましては、いずれも重油価格の高騰によりまして予算を超過することが予想されますので補正をお願いするものであります。当初1リットル当たり58円で年間を見込んだところでございますが、不安定な世界情勢のために8月の段階では67円20銭と、予想を大きく上回ってきています。また、冬場には夏場よりも比較しまして10円ほど上がることもございますので、それらを踏まえて9月以降の平均単価を72円として積算いたしました。

これによりまして、まず病院の方の年間の使用料なんですけれども、184万1リットルで金額が1億2,757万円でございます。それから、看護学校の方が6万7,100リットルで金額が469万円です。それから、シルバーケアセンターの方ですけれども、14万1,900リットルで金額が984万5,000円、養護老人ホームが4万3,400リットルで金額が303万3,000円、特別養護老人ホームが4万4,000リットルで307万5,000円、またケアハウスの方ですけれども、7万9,200リットルで570万円が積算の理由であります。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員。

○24番（神子 功） 2点、再質疑させていただきます。

まず、治験の関係でございますけれども、詳しく説明をいただきありがとうございました。この治験につきましては、私も目にすることがございますが、治験の呼びかけにつきましては今お話があったことと、それをポスターなり目に触れるような、そういう内容で呼びかけているようなことも目にしています。

ここでこういう事例があったかどうかについて再度お伺いいたしますが、協力者が治験に協力したいということで、ポスターなり何なり、目について申し込んだ時に既に終わっていたということとか、あるいは治験をしたい時に受け付けをまだやっているということであればいいわけですが、そういったことで協力者が協力できないような状況というのは事例として何かあったのでしょうか。あればお伺いしたいのが1点目です。

それから、2番目に質問いたしました夜間体制加算新設による増額ということでございますが、そうしますとこれは人的には増やすような状況なのか、あるいは現状のままで割り増しだけやるということで対応できるものかどうか、この点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 今の再質問でございますけれども、1点目の協力者が出た時にもう終わっているかどうかとかということで、というのはちょっと不明でございます。申し訳ございません。

それから、2点目の夜間体制なんですけれども、それは今います当院の介護職員、それを当たらせるような予定でいます。今まではそういう体制をしいていなかったんですけれども、これらについてもそういうふうな方向で考えています。

以上です。

（「分かりました。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

第3条で、審議会は委員10人以内で組織することといたしまして、2項で委員は市長が委嘱することとなっています。そこで、1号では公共団体等を代表する者から5人以内、2号では学識経験を有する者から5人以内となっています。

そこで、まず1号ではどのような団体から、また2号ではどのような学識を持つ方々を委嘱するものかどうか、そのお考えにつきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、審議会委員の選任区分についてどのように考えているのかとのことですが、公共的団体及び学識経験を有する者についてはどのような団体、またはどのような学識者を委嘱するのかは、現段階においてはまだ決まっていません。本議案成立

をいただいた後に検討し選考する予定でいます。

このような状況でございますので、近隣市の状況について申し上げさせていただきます。

初めに、公共的団体等を代表するものでございますが、商工会、区長会、婦人会、青年会議所、老人クラブ等々でございます。

次に、学識経験を有する者でございますが、選挙管理委員会の委員長、JAの組合長、社会福祉協議会会長、民生委員等々でございます。

以上でございます。

（「結構です。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回別表第1中に「産業医」を加えることにつきましては、労働安全衛生法に基づき、職員の衛生管理のためとし、常時50人以上の労働者を使用する事業所が該当するという内容の説明がございました。市役所におきましては、産業医を複数置く必要が出てくるというふうに思われますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

以上、1点だけお伺いします。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第15号についてお答えいたします。

産業医を置かなければならない事業場は、補足説明でも申し上げましたが労働安全衛生法施行令において、常時50人以上の労働者を使用する事業場と規定されています。当市においては、中央病院を除きますと、本庁、干潟支所、消防の3事業所がこれに該当いたします。海上支所につきましては労働者数としては50人を超えていますが、教育委員会は行政機関でございますので、別組織となり除かれますので支所は対象外となります。

ご質疑の産業医の人員についてでございますが、本議案の成立をいただいた後、各市の選

任状況を参考にしながら、地元医師会等と協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

（「いいです。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の一部改正の中で、第29条第4号の次に5号を加えることについてお伺いするものがあります。

5号につきましては、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて、市長が指定した区域内において喫煙をしないこととなっていますが、現在市長が指定しようとしている区域についてはどのようにお考えでしょうか。また、何か所くらいになるのかも含めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 神子議員の質問についてお答え申し上げます。

まず、本市火災予防条例が改正するに至った経緯を簡単に申し上げながら、本旨回答をいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

総務省消防庁におきまして、平成16年10月以降、関係省庁林野火災多発地方公共団体、全国消防長会等で構成する林野火災の有効な低減方策検討会を開催しまして、林野火災の主な原因であります人的失火を抑制し、林野火災を低減させる方策を検討してきました。

その結果としまして、消防庁では平成17年3月28日の林野火災の有効な低減方策検討会報告書において、火災に関する警報の発令中に一定の条件の下、喫煙を制限し出火防止を図ること等とされたことに伴い、消防庁の定める火災予防条例の例の一部が改正されたことに基づき、当市の火災予防条例につきましても第29条の第5号を追加したものです。

当市におきましては、直ちに第29条の第5号を適用して、市長が指定をしなければならないような山林、原野が広大な面積で、連続で存在するような区域は、当市は山間部ではございませんので、現時点では存在しないと考えています。

将来におきまして、本市において指定の必要性が発生した場合について、本条文を適用できることと、それから全国一斉に国の定める火災予防条例の例に基づき、各市町村の火災予防条例を改正するように指導されていますので、どうかご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林一雄議員。

○17番(林 一雄) 議案第22号、財産の取得について伺いをいたします。

今年度予算で小型ポンプ車4台、飯岡方面隊に3台、海上方面隊1台ということで、それと今回のこのタンク車、旭方面隊に1分団1部に配備して計5台の買い換えでございますが、来年度は何台の買い換えを予定しているのか、またどのような理由で買い換えをするのか伺いをいたします。

○議長(鈴木正道) 林一雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長(佐藤真一) 林議員のご質問にお答え申し上げます。

平成19年度の更新の関係につきましては、現在いまだ予算要求の原案を作成中でございますので、何台を更新するか決定するに至っていません。ただ、旭、干潟方面隊を除きまして、海上、飯岡方面隊においては更新の必要性のある老朽車両が多くあるのが現状であります。更新の必要性のある消防車両につきましては、海上方面隊3台、飯岡方面隊2台の計5台であります。

なお、更新理由につきましては、排ガス規制によるものと長年の使用による老朽化によるものでございます。排ガス規制車両で15年経過が1台、それと配備後18年から22年経過しています車両が4台ございます。これから財政当局とも協議を重ねながら、分団部の再編を念頭に入れながら優先順位を決めて更新車両台数を決定したいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(鈴木正道) 林一雄議員。

○17番(林 一雄) 合併されまして、今市内にはタンク車が8台、ポンプ車が12台、小型ポンプ車が44台、計64台のポンプを持っているわけでございます。

今、消防長から排ガス規制で買い換えるということがありましたけれども、こうして台数が多くなると小型ポンプの場合には車自体とポンプ自体が別々になっています。それで、排ガス規制といいますと車両の方だと思ふんですけれども、その中で小型ポンプ車のポンプの

部は真空になれば水を吸い上げてくれる、またそれに圧をかけて始動しているわけでございますけれども、これからはそういったポンプ車と車両を区別して購入してはいかがかと私は考えるものであります。また、このポンプ車というのはモデルチェンジをすぐするわけではなく、もし真空にならない場合にはその部品交換でできるかと思っておりますけれども。

以上でありますけれども、再質疑いたします。

○議長（鈴木正道） 林一雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 消防団車両の配備計画につきましては、今までの旧市町、これ統一されていません。ただ各分団の配置の関係で、例えば1、2、3部という分団に部数があった場合に、やはり基幹の部、つまりある部を1分団とします。1分団1部については、やはり火点直近とか、そういう必要性も出てきますから、これからはタンク車、あるいはポンプ車というのは必要になってまいります。ただ、ほかの部についてはどうかということになりますけれども、ほかの2部、3部、あるいは4部あるところもございまして、それについては後方からも水を送る送水隊、こういった意味合いを強く持ちますので、やはり各分団の配置車両については十分これからも検討して、よりよい火災があった時の連携体系がとれるような形をとる必要がございます。

以上でございます。

（「ありがとうございました。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 林一雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第23号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって議案第23号は委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第23号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（鈴木正道） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出していただき、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9議案は、各常任委員会から3名ずつの委員を選出していただき、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（鈴木正道） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

伊藤鐵議員、神子功議員、向後和夫議員、林一雄議員、明智忠直議員、林俊介議員、日下昭治議員、佐久間茂樹議員、木内欽市議員、柴田徹也議員、滑川公英議員、伊藤房代議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（鈴木正道） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第9号までの9議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は20日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 零時 23分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（鈴木正道） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。
委員長、林俊介議員、副委員長、向後和夫議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（鈴木正道） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号の8議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第17号の4議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第20号の2議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第13号、議案第24号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、26日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第7 常任委員会請願付託

○議長（鈴木正道） 日程第7、常任委員会請願付託。

今定例会までに提出されました請願は、請願第4号、請願第5号、請願第6号の3件であ

ります。配布漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

建設経済常任委員会に、請願第4号、請願第5号、請願第6号の3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、26日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時25分